

審議項目 2 関係資料

(ポストコロナの経済社会における公共私連携関係の論点整理)

<論点整理のテーマ構成>

- 1. 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携**
2. 地域コミュニティ活動の持続可能性の向上

【論点】

- 市町村が、地域の多様な主体が参画するプラットフォームなど、多様な主体の連携・協働の取組に対して、地域の実情に応じた支援を行っていくためには、具体的にどのような方策が必要か。

【これまでの第33次地方制度調査会での主なご意見（抜粋）】

- 人口減少を改めて考える必要があるのではないか。第一に、過疎化が進み、コミュニティが弱体化しているところに対しては、市町村の人的支援が不可欠ということは強調しておくべきではないか。第二に、人口減により今後弱っていくところに対して、どう対応していくか、地縁組織以外の地域団体の拡張を考える必要があるのではないか。
- 「支援」はいいと思うが、問題はその「質」ではないか。現在は、量を増やす方向に力を入れているために、支援の質、端的には開放性とか透明性を疎かにしてしまっていないか、少なくとも条件にはしていないのではないかと印象を受けている。
- 特定の団体に対し、市への意見具申権等の役割を与えるなど、特別な扱いをするのであれば、条例等に、団体の透明性や開放性を中心とする一定の要件を書き込むべき。また、補助金等による支援についても、公金の支出を伴うことになるので、一定の要件を書くべきではないか。
- 地域づくりは、本来、直接的には地方議会が担う責務と重なるのではないか。本来的には、議会が意見を集約する、あるいは議員が間を取り持つといったことが期待されるのではないか。

【考え方】

- 人口減少社会において、特に過疎化が進み、コミュニティの弱体化が見られるような中山間地域等も含め、地域社会の持続可能性を確保するためには、多様な主体の連携・協働によって地域の生活機能を支えることが一層重要になる。
- 人口減少・高齢化等に伴い地域の生活支援機能の低下が進む一方で、住民ニーズや地域課題が複雑化・多様化してきている。こうした状況下において、従来市町村が担ってきたサービスの一部を住民の地域活動が担う形で、両者が連携して地域における持続可能な生活環境の確保を図っていく必要があり、例えば地域運営組織のような、地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体について位置づけを明確にしていく必要があるか。
- 自治体においては、独自の取組として一定の要件を満たした地域運営組織を条例に位置づけ、市町村に対する意見具申等の役割などを与えている事例があること。また、国においては、まちづくりの推進等を図る一定の法人に係る指定制度などや法律的な枠組みを設定している事例があることを踏まえる必要があるのではないか。
- 地域の多様な主体と連携・協働して行う持続可能な生活環境の確保など地域課題の解決に向けた地域運営組織の活動に対しては、活動資金の助成、活動拠点や情報共有の場の提供など、市町村による積極的な支援も必要なのではないか。
- また、このような活動は、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが求められることを踏まえると、組織の運営方法等について、民主性や透明性が確保されていることが求められるのではないか。

第3 公共私連携

下線は事務局による。

2 公共私連携・協働の基盤構築

(1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが重要である。そこでは、それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべきである。

また、このようなプラットフォームを、「地域の未来予測」を踏まえ、公共私それぞれの視点で把握している地域の資源・課題やデータを見出し、共有した上で、目指す未来像の実現に向けた議論の場としていくことも考えられる。地方行政のデジタル化は、住民、企業等による地域の課題解決への参画を容易にし、さらには、公共私連携による新たなサービスの共創にもつながる。

地域運営組織に対する条例における位置付けについて①

三重県名張市（地域づくり組織）

趣 旨：基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市がそれぞれの活動を尊重し、協働及び連携によって住民主体のまちづくりを推進

主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人、通学・通勤者及びその地域で活動する各種団体で地域づくり組織が認めた者

基 準：・民主的な運営に関する事項を規約に規定
・代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出されていること 等

活動内容：まちづくりの推進のための事業
(例)防犯パトロール、自主防災隊、子育て広場、観光客おもてなし事業、コミュニティバス運行、家事代行や日曜大工支援等のライフサポート事業 等

市の支援：助成金の交付、地域ビジョン(※)の尊重等

(※)地域づくり組織が作成する、地域ごとの地理的な特性や地域資源等を活かし、地域課題の解決に向けた理念、基本方針、地域の将来像をとりまとめたもの。

団体数：15団体（各区域に1つ）

その他：・活動報告書や収支決算書等の提出を義務化
・上記書類の備え付け、公開（努力義務）
・地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務）

兵庫県明石市（校区まちづくり組織）

趣 旨：市民と市、市民同士が協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした質の高い心豊かな社会の創造を目指す

主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人、自治会

基 準：・民主的な運営に関する事項を規約に規定
・代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出されていること
・地縁団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等、多様な主体で構成されていること

活動内容：協働のまちづくりを推進する活動
(例)子どもの学習支援、子ども食堂、防災活動、通学路の見守り、環境保全活動等

市の支援：助成金の交付、事業計画の内容が実現されるよう配慮、地域事務局の設置及び人件費補助等

団体数：28団体（各地区に1つ）

その他：・事業計画、収支決算書等の公開を義務化
・まちづくり計画書の策定（努力義務）
・計画をもとに、市と協働して行う事項を定めた協定を締結し、両者は内容を誠実に履行

大阪府豊中市（地域自治組織）

- 趣 旨：地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮
- 主 体：地域住民、地域で事業を行う個人・法人
- 基 準：**・民主的な運営に関する事項を規約に規定**
・地域住民が対等な立場で話し合う場を設定し、地域の将来像を共有することにより形成した組織であること 等
- 活動内容：全ての地域住民を対象とし、**地域コミュニティ活動の総合的な調整その他地域課題の解決に向けた取組**
(例)防災訓練、シニア向けスマホ教室、親子プール教室、その他イベント開催
- 市の支援：助成金の交付、**市とのパートナーシップ会議の開催による重要な地域課題の解決に向けた協議**等
- 団体数：9団体（各地区に1つ）
- その他：**・活動報告書の提出・公開を義務化**
・地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務）
・自治組織ごとの定例会議に市の担当職員が出席（情報交換や業務の依頼等）
会議では役割分担なども議論・調整

神奈川県茅ヶ崎市（まちぢから協議会）

- 趣 旨：地域で公益を増進するために活動するコミュニティの認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進
- 主 体：区域内の全ての自治会、地区福祉を推進する団体、文化芸術等の振興団体、青少年などの健全育成団体
- 基 準：**・民主的な運営**
・重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されていること 等
- 活動内容：**地域において公益を増進するための活動**
(例)乳幼児・保護者支援、子育て世代の居場所づくり、中学生の学習支援、健康づくり
- 市の支援：助成金の交付や助言、情報の提供等
- 団体数：12団体（各区域に1つ）
- その他：**・活動報告書や収支決算書等の提出を義務化**
・市との会議を毎月開催（情報交換や業務の依頼等）
・組織に参画する団体間においても、情報共有や役割分担の調整等が図られている。

地域運営組織に対する条例における位置付けについて③

○ 条例等により特定の地域運営組織を指定・認定する仕組みを設けている自治体では、組織の運営方法等について、民主性や透明性を確保するための規定が設けられている。

自治体	認定等の資格・要件	構成員	計画策定・事業計画等	地域代表制
名張市	<p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主的な運営に関する事項を規約に規定 代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出 基礎的コミュニティの代表者が、組織運営に参画 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律上の責任の所在の明確化や継続した活動基盤の確立のため、組織を法人化(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に居住する者 地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び地域で活動する各種団体で、当該組織が認めた者 	<p>【計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務） ⇒市は当該計画を尊重し、施策等へ反映（努力義務） <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動報告書や収支決算書等の提出を義務化 上記書類の事務所への備え付け、情報公開(努力義務) 	規定有
明石市	<p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主的な運営に関する事項を規約に規定 代表者及び役員が構成員の意思に基づき選出 地縁団体のほか多様な主体が運営及び活動に参画 (市民の運営・活動への参画を拒むものではないこと) 	<p>上記同旨</p> <p>〔地縁団体、分野型市民活動団体、事業者、個人等の多様な主体〕</p>	<p>【計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画書を策定（努力義務） 策定に当たっては、民主的な手続を経よう努める他、区域の住民の意見を聴取（努力義務） 計画をもとに市と協働して行う事項を定めた協定を締結し、両者は内容を誠実に履行 事業計画、収支決算書等の公開義務 	規定有
豊中市	<p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主的な運営に関する事項を規約に規定 地域住民（事業を営む個人・法人等を含む）が対等な立場で話し合う場の設定 全ての地域住民を対象とし、地域コミュニティの活動の総合的な調整や地域課題の解決に向けた取組を実施 	<p>上記同旨</p> <p>〔地域に居住する全ての者（事業を営む個人又は法人等を含む）〕</p>	<p>【計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の将来像等を取りまとめた計画策定（努力義務） 市とパートナーシップ会議を開催し、地域課題の解決に向け協議 <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動報告書を市長に提出（提出書類等は一般の閲覧に供される） 	規定有
茅ヶ崎市	<p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主的な運営（規約での規定までは求めず） 重要事項の決定に関与する者の一部を公募で選出 区域に居住する全ての個人が事業に参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の全ての自治会 各種団体（地域福祉、文化、芸術、スポーツ、児童・青少年） 	<p>【計画策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の活動報告書及び収支決算書、当該年度の活動計画及び収支予算書を市長に提出 	規定有

※各自治体の条例をもとに事務局作成

法令による一定の団体等に対して付与される法的効果について（都市計画協力団体）

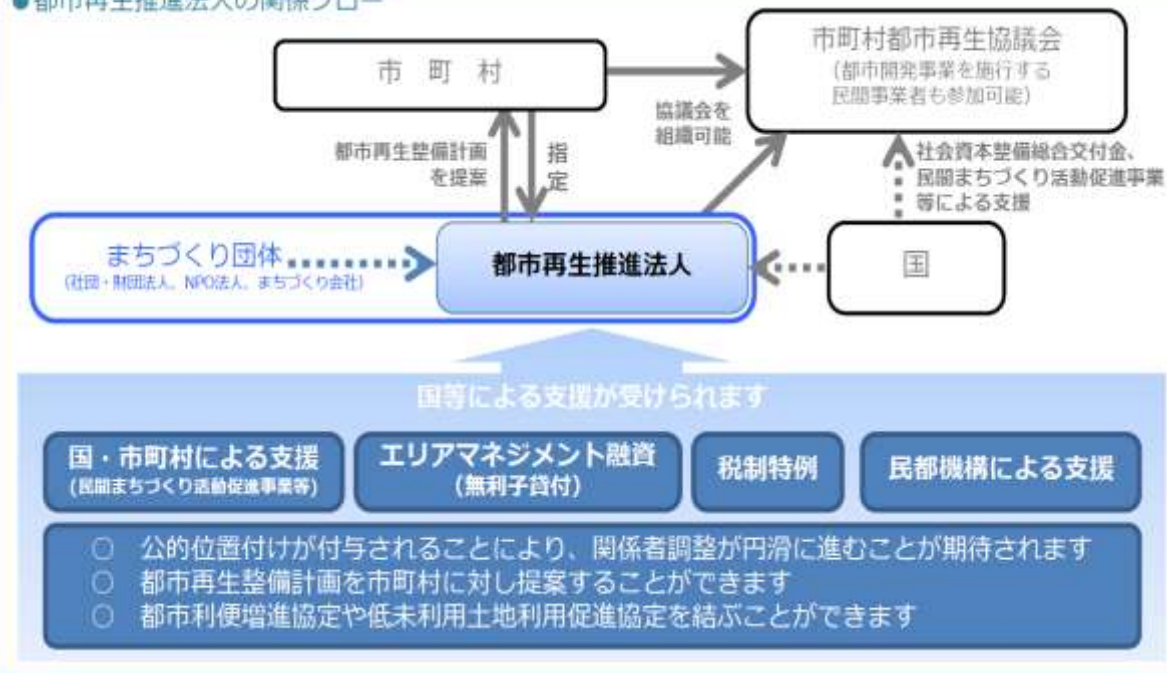
- 趣旨：**民間団体等との連携による低未利用地の利用促進を目的として、平成30年の都市計画法改正により創設。
- 主体：**都市計画協力団体としての活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずる者
（申請を受けた市町村長が、審査のうえ指定。）
- 基準：**事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織（その他これに準ずる者）及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- 業務内容：**・都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向等の把握
・土地所有者等に対する土地利用の方法等に関する必要な援助
・都市計画に関する情報又は資料の収集・提供、調査研究、知識の普及・啓発
- 権限：**・市町村に対して、業務の実施を通じて得られた知見に基づき、都市計画の決定又は変更を提案
・市町村からの低未利用地の利用方法に関する提案又は知識を有する者の派遣の要請への協力
- 団体数：**－



法令による一定の団体等に対して付与される法的効果について（都市再生推進法人）

- 趣 旨：**優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図ることを目的として、平成19年の都市再生特別措置法により創設。
- 主 体：**特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社（申請を受けた市町村長が、審査のうえ指定。）
- 基 準：**法に規定する以下の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。
- 業務内容：**まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営、まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等
（例）オープンカフェ、自転車共同利用事業、広告塔等の整備管理、まちなか美化清掃活動、歩行者天国等でのイベント開催
- 権 限：**市町村に対する**都市再生整備計画の提案、協定への参画、市町村都市再生協議会への参画**等が可能 等
- 団 体 数：**105団体（令和4年10月末現在）

●都市再生推進法人の関係フロー



【都市再生推進法人の一例】

一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター（千葉県柏市）
特定非営利活動法人いいだ応援ネットイデア（長野県飯田市）

歩行者天国活用事業



オープンカフェ



エリアマネ広告事業



まちなかの美化清掃活動



法令による一定の団体等に対して付与される法的効果について（歴史的風致維持向上支援法人）

趣 旨： 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承するため、平成20年の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律により創設。

主 体： 特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人（申請を受けた市町村長が、審査のうえ指定。）

基 準： 法に規定する下記の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

業務内容：

- ・ 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 歴史的風致維持向上地区計画の区域等における建築物を整備する事業の実施又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。 等

権 限： 歴史的風致維持向上協議会（歴史的風致維持向上計画の作成、変更に関する協議、認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整、関係行政機関への意見表明） への参画

団 体 数： 15 団体（令和4年5月末現在）

歴史まちづくり法の概要



【歴史的風致維持向上支援法人の一例】

● 山口県萩市

特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し（H21.4.1）、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラストで修理が実現した井上勝彦旧門

法令による一定の団体等に対して付与される法的効果について

○ 法令により一定の団体等に対して法的効果を与えている制度では、目的となる事務に関し、指定される法人等の専門性を活用する仕組みとなっている事例が多い。

団体・組織	指定に関する要件	法的効果	根拠法令
都市計画協力団体	○法に規定する 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる 法人その他これに準ずる者 【例】 住民の土地利用に関する意向等の把握、土地所有者等に対する土地利用の方法等に関する必要な援助、都市計画に関する情報収集や調査研究などの業務	○市町村に対して、 業務の実施を通じて得られた知見に基づき、都市計画の決定又は変更を提案 ○市町村からの低未利用土地の利用方法に関する提案又は知識を有する者の派遣の要請への協力 等	都市計画法
都市再生推進法人	○上記同旨 【例】 都市開発事業であって都市再生基本方針に基づき行われるものや、住宅や利用者の利便の増進に寄与する施設整備などを施工する民間事業者に対する、知識を有する者の派遣、情報の提供、相談などの援助に関する業務	○市町村に対して、 業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更を提案 ○市町村都市再生協議会（都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議）への参画が可能 等	都市再生特別措置法
歴史的風致維持向上支援法人	○上記同旨 【例】 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施又は当該事業への参画当該事業を実施する者に対する、知識を有する者の派遣、情報の提供、相談などの援助に関する業務	○歴史的風致維持向上 協議会 （歴史的風致維持向上計画の作成、関係行政機関への意見表明） への参画 が可能 等	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

※法令等をもとに事務局作成

【参考】

団体・組織	設置や要件等に関する規定	法的効果	根拠法令
地域自治区 (地方公共団体の執行機関)	○市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で定める区域ごとに地域自治区を設けることができる ○地域協議会の設置 (構成員は市町村長が選任。 多様な意見が反映されるよう配慮義務)	○地域協議会は、 当該地域自治区の事務等に関する事項 について、市町村長等からの 諮問等に対し、審議し意見を述べる ことができる ○市町村長は、 条例で定める区域内の重要事項の決定、変更 （公の施設の設置、廃止等）について、地域協議会の 意見を聴取 し、勘案する義務を負う	地方自治法
認可地縁団体	○区域に住所を有する すべての個人は、構成員となることができる 。その区域に住所を有する個人の 加入を拒んではならない 。 ○目的、代表者、資産等に関する事項について規約を定めるなど、透明性を確保することが義務付け。また、毎年度、財産目録の作成、備え付けの義務	○法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は 法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記可能 。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用可能	地方自治法

<論点整理のテーマ構成>

1. 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携
2. 地域コミュニティ活動の持続可能性の向上

【論点】

- 多くの地域において地域コミュニティが抱える課題（例えばデジタル化の必要性、担い手不足等による活動の持続可能性の低下など）に対して、どう対処していくか。

【これまでの第33次地方制度調査会での主なご意見（抜粋）】

- 自治会等はこれまでも多種多様な活動を行ってきており、（中略）住民ニーズにかなうサービスが提供されてきたが、今後想定される大震災等への対応に機能できるような活動が自治会等には期待されるのではないかと。
特に被災者の多くを占める高齢者は、デジタル弱者と言われることも多く、デジタルを活用できる者とできない者の二極化が進んでいるので、行政で実施されているスマホ教室などを通して、自治会等との連携が進められるのではないかと。
- 行政協力業務の見直しの具体的な検討を行う上では、業務の内容が、例えば都市部と都市部以外では違うであるとか、もう少し深掘りをした上で、進めるべきではないかと。
- いわゆる行政職務の代行的側面が強すぎるのではないかとということが指摘されているが、自治会等の組織率の低下という問題がおそらく存在し、それが負担感に一層強調感をもたらしているというところは留意すべきではないかと。

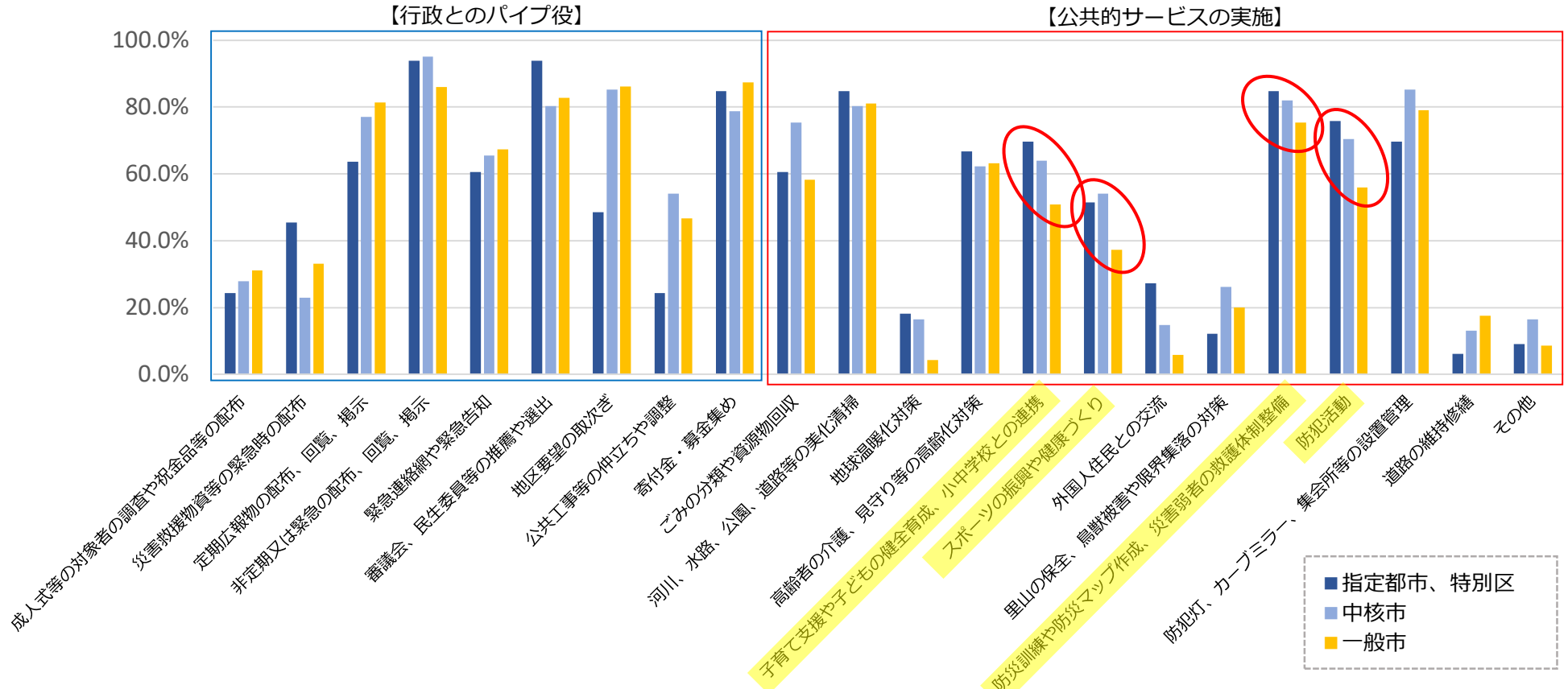
【考え方】

- 大規模災害時等の緊急時における共助・互助の存在として、地域コミュニティの果たす役割は大きく、こういった災害時・緊急時こそ、地域活動の持続性が求められる。
- 地域コミュニティの活動のデジタル化は、災害時の連絡手段の確保のみならず、平時の情報共有等にも利用できることから、地域活動の持続可能性の観点からも、積極的な活用が求められるのではないかと。
- その際、市町村において、関係者間の相互協力体制を構築している例があるように、地域活動におけるデジタル技術の利用促進に向けて、市町村の積極的な支援が必要なのではないかと。
- 自治会等についても、持続可能性の低下が指摘されているが、例えばいわゆる行政協力業務の負担感が強いと、市町村において行政協力業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行うことが考えられるか。その際、**業務の種類、地域差も踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた見直しが必要ではないか。**
また、市町村と住民の間には自治会等に限らず様々な団体・企業等があり、そういった自治会等以外の団体・企業等の存在を考慮した上での棚卸しが必要ではないか。

行政に協力する業務の実施状況

- 都市におけるいわゆる行政協力業務の実施状況の調査によると、多様な業務のうち、主に「行政のパイプ役」を務めるものと「公共的サービスの実施」に関するものが全国的に行われている。
- 前者は市区の規模に関わらず多くの地域で行われている一方、**後者は実施・未実施に地域差がみられ、特に、子育て支援、健康づくりや防災・防犯対策などの分野で、人口規模の大きな都市ほど実施している割合が高まる傾向が見られた。**

具体的な業務内容



※全国市議会議長会「都市における自治会・町内会等に関する調査」（令和3年1月）に基づき作成（730市区が回答、複数回答有）

※町村を含む全国的な調査は、『「行政協力制度」に関する実証研究-基礎的自治体と町内会自治会との「協働」関係-』（日高昭夫(2015)）において行われている。

市区町村における行政協力業務の見直しに関する取組

- 行政協力業務のあり方について、自治会・町内会等からの要望等をきっかけに、市区町村が見直しを実施する取組事例が出てきている。
- 市区町村による取組の特徴として、選択制の導入や自治会・町内会等に対するアンケート調査の実施等、地域の実情を踏まえた見直しを実施しようとする姿勢が挙げられる。

大阪府富田林市

- ・自治会への依頼事項のひとつであった市広報誌の配布について、自治会から見直しに関する意見が寄せられていたことから、令和4年5月より、自治会による配布又は事業者（シルバー人材センター）による配布の選択制を導入。
- ・負担軽減の観点から、事業者による配布へと切り替える自治会が増加傾向にある一方、市からの委託料を自治会館や防犯灯などの修繕に充てる等の目的により、引き続き自前で配布する自治会も存在。

鳥取市

- ・行政からの依頼事項について、自治会から見直しに関する意見が寄せられていたことから、令和4年度より、コミュニティ担当課において部局横断的に自治会等への依頼事項を調査。依頼事項ごとに、削減の可能性についてそれぞれの事業担当課と協議を実施。
- ・市は、特に統計調査員や審議会委員等の推薦・選出に対する負担の大きさを懸念しており、担い手不足による人選の難航や、特定の人材による兼任又は多選の解消を図りたい考え。
- ・加えて、防災や人権擁護等、自治会側が行政との協力の継続を希望する分野も存在するため、地域の実情に応じた見直しを実施する予定。

福岡県筑後市

- ・自治会・町内会等からの加入率低下に関する相談や、役員のなり手不足を解消するための対策として、令和4年度に、行政協力業務の見直しに向けた庁内調査を実施。その結果、例えば福祉関係の部署において、民生委員の推薦や選出、また民生委員の活動に関わる依頼業務の見直しに前向きであること等を把握。
- ・令和5年度は、8月に自治会・町内会等向けのアンケート調査を実施し、令和4年度の庁内調査結果との照合を行いながら、担当課とのヒアリングやワーキンググループでの検討を進めていく予定。